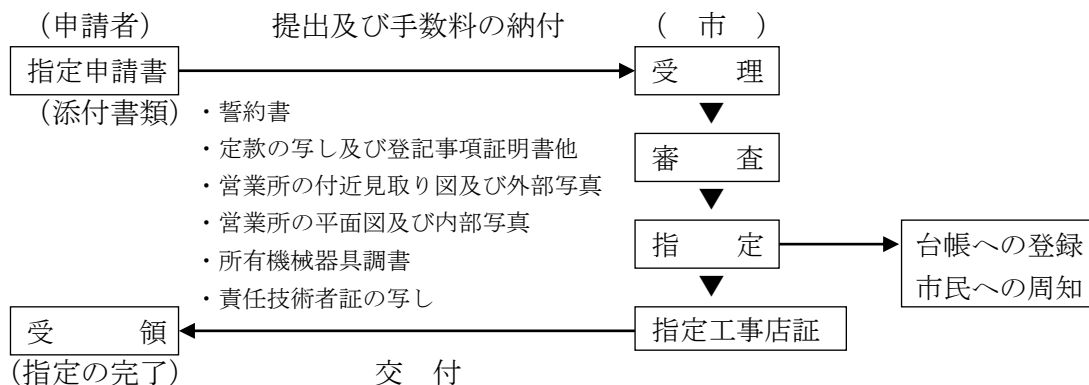


# 排水設備指定工事店の指定手続きについて

## 1 手続きの流れ



## 2 申請書の様式

別添「排水設備指定工事店（更新）申請書（様式第6号）」による。

※様式の注意書きを参考に必要事項を記入してください。

## 3 添付書類及び様式

### (1) 誓約書

別添「誓約書（様式第7号）」による。

※様式に書かれた宣誓及び契約内容をよく読み、問題ないことを確認し記入してください。（項目に該当する場合は、指定できません。）

### (2) 定款の写し及び登記事項証明書（申請人が法人の場合）

申請人が個人の場合は、住民票又は外国人登録証明書を添付してください。

### (3) 営業所の付近見取り図及び外部写真

別添「営業所の付近見取り図及び外部写真（様式第8号（その1）」による。

※様式の注意書きを参考に作成してください。

### (4) 営業所の平面図及び内部写真

別添「営業所の平面図及び内部写真（様式第8号（その2）」による。

※様式の注意書きを参考に作成してください。

### (5) 所有機械器具調書

別添「所有機械器具調書（様式第9号）」による。

※様式の注意書きを参考に作成してください。

### (6) 専属する排水設備工事責任技術者の責任技術者証の写し

※それぞれの営業所において専属することとなる排水設備工事責任技術者の責任技術者証（日本下水道協会静岡県支部が交付したもの）の写し

## 4 更新手数料 ¥10,000円（菊川市下水道条例第44条の規定による。）

## 5 指定工事店証の交付

登録手数料の納入が確認できましたら手続きは完了です。指定工事店証を下水道課にて交付します。